

# 第4章

## 各種制度の紹介

---

---

## 医療費の助成

<b>① 未熟児養育医療 &lt;1歳になる前々日まで&gt;</b>	
<p>出生時の体重が2,000g以下又は一定の基準に該当すると医師が認めた未熟児の入院医療費にかかる助成。おむつ代等保険適用外と判断される費用は対象になりません。</p>	
<p>市こども課 ☎65-4160</p>	
<b>② 小児慢性特定疾病医療費助成 &lt;原則18歳未満&gt;</b>	
<p>慢性疾患等のため長期にわたり治療を必要とする児童の健全な育成を図るため、小児慢性特定疾病にかかっている18歳未満の児童等に対して、医療費の助成や、訪問看護・入院中の医療費の助成が受けられます。</p>	
<p>北海道地域保健課難病対策係 ☎011-206-6028</p>	
<b>③ 重度心身障害者医療費助成 &lt;年齢制限なし（65歳以上は後期高齢者医療加入者に限る）&gt;</b>	
<p>心身に重度の障害がある方を対象に、医療機関等にかかった際の医療費のうち、保険診療の自己負担額から一部負担金を控除した額の助成を受けることができます。</p>	
<p>市障害福祉課 ☎65-4147</p>	
<b>④ 特定医療費（指定難病）助成 &lt;年齢制限なし&gt;</b>	
<p>対象となる指定難病と診断され、厚生労働大臣が定める重症分類等の認定基準を満たしている方への医療費助成。</p>	
<p>北海道地域保健課難病対策係 ☎011-206-6028</p>	
<b>⑤ 子ども医療費助成 &lt;中学校修了まで&gt;</b>	
<p>中学校修了前のお子さんの医療費助成。重度心身障害者医療費助成や生活保護を受けていない方が対象です。</p>	
<p>市こども課 ☎65-4160</p>	
<b>⑥ ひとり親家庭等医療費助成 &lt;18歳に達した後の最初の3月31日まで（児童が学校に在学している場合など引き続き親が扶養する場合は20歳に達する月の月末まで受給延長可）&gt;</b>	
<p>ひとり親家庭の児童と母または父の医療費助成。重度心身障害者医療費助成や生活保護を受けていない方が対象です。</p>	
<p>市こども課 ☎65-4160</p>	

## 日常生活用具・機器等の助成

<p><b>⑦ 日常生活用具</b></p> <p>在宅の重度身体障害者（児）の生活を容易にするためのものです。生活を容易にするための福祉用具等を1割負担で購入できます（低所得者は負担なし、18歳以上は所得制限あり）。</p> <p>医療的ケア児の場合、ネブライザー、痰吸引器、パルスオキシメーター等の用具購入が多いです。住宅改修も含んでおり、手すりの取付け、段差の解消等が可能です。</p> <p>市障害福祉課 ☎65-4147</p>	
<p><b>⑧ 補装具</b></p> <p>補装具とは、障害者の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長時間にわたり継続してしようされる用具、又は、障害児の将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用される用具です。身体障害者手帳の障害名欄に記載されている障害に対応する、補装具の交付や修理を1割負担で行います（低所得者は負担なし、18歳以上は所得制限あり）。医療的ケア児の場合、バギーや座位保持椅子等の購入にあたり申請することが多いです。</p> <p>市障害福祉課 ☎65-4147</p>	
<p><b>⑨ 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成</b></p> <p>在宅で酸素療法や人工呼吸療法を行っている方を対象として、現在使用されている酸素濃縮器や人工呼吸器の電気料金の一部を助成してもらええる制度。</p> <p>1日の使用時間12時間未満 月1,000円／12時間以上 月2,000円</p> <p>北海道地域保健課難病対策係 ☎011-206-6026</p>	
<p><b>⑩ あんしん住宅改修補助金</b></p> <p>1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている方で、お住まいの障壁を取り除くための工事に対し、費用の一部を補助（補助率80%・上限30万円）します。</p> <p>交付決定前に着手した改修工事は、助成の対象外になります。</p> <p>市建築開発課 ☎65-4179</p>	
<p><b>⑪ 交通運賃の割引・助成等</b></p> <p>障害者手帳をお持ちの方は、各種交通運賃等の割引を受けられる場合があります。また、重度の障害者（児）の人は、タクシー料金の一部助成を受けられます。</p> <p>タクシー料金の一部助成：市障害福祉課 ☎65-4147</p> <p>※交通運賃の割引方法等は、各交通機関にお問い合わせください。</p>	

## 手 当

<b>⑫ 児童手当</b>	
高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育し、生計を同じくする父母等に支給。	
市こども課 ☎65-4160	
<b>⑬ 児童扶養手当</b>	
18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童（または20歳未満の障害のある児童）を養育しているひとり親家庭等に支給。	
市こども課 ☎65-4160	
<b>⑭ 特別児童扶養手当</b>	
一定の要件を満たし、20歳未満で精神または身体に障害を有する児童を監護、養育している父母等に支給。	
市子育て支援課 ☎25-9700	
<b>⑮ 障害児福祉手当</b>	
20歳未満で常時介護を必要とする在宅の重度の障害児本人（医療機関に入院している場合も対象）への手当です。	
市障害福祉課 ☎65-4147	
<b>⑯ 心身障害者扶養共済制度</b>	
障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納め、保護者が死亡または重度障害とい認められた場合、障害者に終身一口あたり20,000円の年金を支給する（二口まで加入可能）。	
北海道保健福祉部障がい者保健福祉課 ☎011-204-5277	
<b>⑰ 特別障害者手当</b>	
身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方へ支給される手当。	
市障害福祉課 ☎65-4147	

## 年金・手帳・控除

<b>⑬ 障害者手帳</b>	
心身に一定の永続する障害がある場合に、手帳の交付を受けることができます。障害者手帳は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳があります。	
障害福祉課 ☎65-4147	
<b>⑭ 障害基礎年金</b>	
国民年金に加入している間、または60歳以上65歳未満、もしくは20歳前に初診日のある病気やけがで、一定の障害状況にある方に支給。	
帯広年金事務所 ☎21-1511（音声案内1番→2番） 市戸籍住民課 ☎65-4143	
<b>⑯ 所得税・市道民税の障害者控除</b>	
身体障害者（児）又はその者を扶養している方は一定の額を年間所得から、控除することができます。	
市市民税課 ☎65-4120	

医療的ケアを必要とする方とご家族のための生活サポートブック  
～生まれ育ったまちで安心した暮らしを～

発行 令和7年3月

編集 帯広市地域自立支援協議会医療的ケア児等支援検討部会

帯広市地域自立支援協議会医療的ケア児等支援検討部会事務局

〒080-0808

帯広市東8条南13丁目1

帯広市保健福祉センター内

帯広市市民福祉部子育て支援課

TEL 0155-25-9700

FAX 0155-25-9703

〒080-0811

帯広市東11条南9丁目1

特定非営利法人十勝障がい者支援センター

十勝障がい者総合相談支援センター

TEL 0155-28-7599

FAX 0155-28-7646